

令和8年度特別区民税・都民税・森林環境税について（当初）

特別区民税・都民税（住民税）及び森林環境税額が決定しましたので、「税額決定・納税通知書」をお送りします。

1 住民税・森林環境税のあらまし

【港区で課税される人】

令和8年1月1日現在

①港区内に住所がある人…均等割額、所得割額及び森林環境税額の合計額が課税されます。

②港区内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷がある人…均等割額のみ課税されます。

※1月2日以降に港区外へ転出した人についても、令和8年度分の住民税は港区に納めていただきます。転出先の区市町村で令和8年度の住民税を二重に課税されることはありません。

【住民税の均等割と所得割】

住民税は、「均等割」と「所得割」から成ります。これらを合算し、森林環境税額を足した税額が年税額となります。

①均等割…前年中に一定以上の所得金額がある場合、一律に課される税。年4,000円（特別区民税3,000円、都民税1,000円）です。

②所得割…前年の所得金額に応じて課される税。

【森林環境税】

年1,000円です。詳しくは7ページ「6 森林環境税」をご覧ください。

【所得金額とは】

所得金額＝収入金額（令和7年1月～12月に確定した収入金額）－必要経費等（収入を得るために要した費用）

ただし、給与及び公的年金収入については、所定の計算方法により算出された金額が所得金額になります。

2 課税・納付の方法

年税額は、前年中（令和7年1月～12月）の所得をもとに算出しており、次の（1）～（3）の方法で納めていただきます。ただし、前年中に複数の所得がある人は、（1）と（2）の2つの方法を併用して納めていただく場合があります。また、退職・休職した人、給与からの特別徴収へ切り替えとなる人、公的年金からの特別徴収の対象外になる人等は年度の途中で納付方法が変わることがあります。

（1）個人で納める人（普通徴収）

年税額を4回の納期に分けて、納付書又は口座振替で納めていただきます。

◇令和8年度納期限

| 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 |
|-------|-------|-------|----------|
| 6月30日 | 8月31日 | 11月2日 | 令和9年2月1日 |

※第5期（納期限は令和9年3月31日）を設定する場合があります。

※口座振替で全期を選択した場合は、第1期で年税額の全額が引き落としになります。

（2）給与から差し引かれる人（給与からの特別徴収）

年税額を令和8年6月から令和9年5月までの12回に分けて、お勤め先の給与から差し引きます。

（3）年金から差し引かれる人（年金からの特別徴収）

4月1日現在65歳以上の人は、公的年金から年税額を令和8年4月から令和9年2月までの6回に分けて差し引きます。なお、年金からの特別徴収1年目の場合は、（1）の方法により、当年度の住民税額の2分の1に相当する額を第1、2期分で納めていただき、残りの税額を10月、12月、翌年2月の公的年金から差し引きます。

ただし、次の①～⑥に該当する人は年金特別徴収の対象となりません。

①令和8年3月31日までに港区から既に転出している人、死亡している人 ②公的年金の年額が18万円未満の人

③港区で介護保険料を公的年金から特別徴収されていない人 ④特別徴収となる税額が公的年金の金額を超えている人

⑤口座振替を申し込んでいる人 ⑥公的年金以外の所得のある人

3 所得控除

配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除に該当するかは、令和7年12月31日の現況により判断します。令和7年中に死亡した場合は、死亡した日の現況により判断します。年齢の要件に該当するかは、令和8年1月1日時点の年齢により判断します。

| 控除項目 | 対象（令和7年中に支払いあるいは発生したもの） | 控除額 |
|-----------------------|--|--|
| 雑損控除 | 災害や盗難などで住宅家財等に受けた損害 | 次のいずれか多い金額 イ（損害額－保険金等による補てん額） －総所得金額等の10% ロ 災害関連支出の金額－5万円 |
| 医療費控除 （右のいずれかのみ適用） | 本人又は生計を一にする親族のために負担した医療費 | 総所得金額等の5%又は10万円を超える額（限度額200万円） |
| | セルフメディケーション税制の適用を受けた場合の特定一般用医薬品等購入費 | 12,000円を超える額（限度額88,000円） |
| 社会保険料控除 | 本人又は生計を一にする親族のために支払った健康保険料、年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、雇用保険料等 | 支払った金額 |
| 小規模企業共済等掛金控除 | 小規模企業共済法の共済契約掛金、確定拠出年金法の個人型年金掛金、心身障害者扶養共済掛金 | 支払った金額 |

| 控除項目 | | 支払った保険料等の金額 | 控除額 |
|----------|--|-----------------|---|
| ① 一般分 | イ 新契約の保険料だけの場合 | 12,000円以下 | 支払保険料全額 |
| | | 12,001円～32,000円 | 支払保険料×2分の1+6,000円 |
| | | 32,001円～56,000円 | 支払保険料×4分の1+14,000円 |
| | | 56,001円以上 | 一律28,000円 |
| | ロ 旧契約の保険料だけの場合 | 15,000円以下 | 支払保険料全額 |
| | | 15,001円～40,000円 | 支払保険料×2分の1+7,500円 |
| | | 40,001円～70,000円 | 支払保険料×4分の1+17,500円 |
| | | 70,001円以上 | 一律35,000円 |
| | ハ イとロがある場合 | | 新契約についてイにより求めた控除額+旧契約についてロにより求めた控除額（上限28,000円）※ |
| | ※ロの控除額が28,000円を超えるときは、ハの控除額にかかわらず、ロの控除額とする（上限35,000円）。 | | |
| ② 個人年金分 | イ 新契約の保険料だけの場合 | 12,000円以下 | 支払保険料全額 |
| | | 12,001円～32,000円 | 支払保険料×2分の1+6,000円 |
| | | 32,001円～56,000円 | 支払保険料×4分の1+14,000円 |
| | | 56,001円以上 | 一律28,000円 |
| | ロ 旧契約の保険料だけの場合 | 15,000円以下 | 支払保険料全額 |
| | | 15,001円～40,000円 | 支払保険料×2分の1+7,500円 |
| | | 40,001円～70,000円 | 支払保険料×4分の1+17,500円 |
| | | 70,001円以上 | 一律35,000円 |
| | ハ イとロがある場合 | | 新契約についてイにより求めた控除額+旧契約についてロにより求めた控除額（上限28,000円）※ |
| | ※ロの控除額が28,000円を超えるときは、ハの控除額にかかわらず、ロの控除額とする（上限35,000円）。 | | |
| ③ 介護医療分 | 新契約のみ | 12,000円以下 | 支払保険料全額 |
| | | 12,001円～32,000円 | 支払保険料×2分の1+6,000円 |
| | | 32,001円～56,000円 | 支払保険料×4分の1+14,000円 |
| | | 56,001円以上 | 一律28,000円 |
| ④ 実際の控除額 | ①+②+③（上限70,000円） 旧契約とは、平成23年12月31日以前に締結されたもので、一定のものをいいます。 新契約とは、平成24年1月1日以後に締結されたもので、一定のものをいいます。 | | |

| 控除項目 | 支払った保険料の金額 | 控除額 | |
|----------|-----------------|-------------------------|-------------------|
| 地震保険料控除 | ①地震保険のみの場合 | 支払保険料×2分の1（上限25,000円） | |
| | ②旧長期損害保険契約のみの場合 | 5,000円以下 | 支払保険料全額 |
| | | 5,001円～15,000円 | 支払保険料×2分の1+2,500円 |
| | | 15,001円以上 | 一律10,000円 |
| ①と②がある場合 | | それぞれの控除額の合計額（上限25,000円） | |

| 控除項目 | 対象 | 控除額 |
|--------------|---|---------|
| 障害者控除（普通障害者） | 本人若しくは扶養親族等が身体障害者手帳、療育手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人、又は障害者として区市町村長の認定を受けている人 | 26万円 |
| 障害者控除（特別障害者） | 上記のうち身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の重度障害者の人、又は特別障害者として区市町村長の認定を受けている人 | 30万円 |
| 同居特別障害 扶養者加算 | 控除対象配偶者、同一生計配偶者、扶養親族が特別障害者で同居の場合、控除額を加算 | 23万円を加算 |
| 寡婦控除 | 合計所得金額が500万円以下で、次のイ又はロに当てはまる人（ひとり親に当てはまる人を除く） イ 夫と離婚後、婚姻（事実婚を含む）しておらず、扶養親族を有する人 ロ 夫と死別後、婚姻（事実婚を含む）していない、又は夫の生死が明らかでない人 | 26万円 |
| ひとり親控除 | 次のすべてに当てはまる人 ・現に婚姻（事実婚を含む）していない、又は配偶者の生死が明らかでない人 ・合計所得金額500万円以下の人 ・生計を一にする子（総所得金額等58万円以下で他の人の扶養親族又は同一生計配偶者になっていない子）を有する人 | 30万円 |
| 勤労学生控除 | 一定の学校の生徒等で勤労に基づく所得があり、合計所得金額が85万円以下で、かつ勤労に基づかない所得が10万円以下 | 26万円 |

| 控除項目 | 適用条件等 | 控除額 | | | | | |
|----------------|--|-------------------------|-------------------------|---------------------|----------|------|------|
| | | 納税義務者本人の合計所得金額 | | | | | |
| | | 900万円以下 | 900万円超 950万円以下 | 950万円超 1,000万円以下 | 1,000万円超 | | |
| 配偶者控除 | 控除対象配偶者 | 昭和31年1月2日以降生まれ | 合計所得金額58万円以下の配偶者 | 33万円 | 22万円 | 11万円 | 0円 |
| | 老人控除対象配偶者 | 昭和31年1月1日以前生まれ | | 38万円 | 26万円 | 13万円 | |
| 配偶者特別控除 | 生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円を超え133万円以下の場合に、その配偶者の合計所得金額に応じた金額を控除 | 配偶者の合計所得金額 | | | | | |
| | | 58万円超 100万円以下 | 33万円 | 22万円 | 11万円 | 0円 | |
| | | 100万円超 105万円以下 | 31万円 | 21万円 | 11万円 | | |
| | | 105万円超 110万円以下 | 26万円 | 18万円 | 9万円 | | |
| | | 110万円超 115万円以下 | 21万円 | 14万円 | 7万円 | | |
| | | 115万円超 120万円以下 | 16万円 | 11万円 | 6万円 | | |
| | | 120万円超 125万円以下 | 11万円 | 8万円 | 4万円 | | |
| | | 125万円超 130万円以下 | 6万円 | 4万円 | 2万円 | | |
| 130万円超 133万円以下 | 3万円 | 2万円 | 1万円 | | | | |
| 133万円超 | | 0円 | | | | | |
| 扶養控除 | 一般扶養親族 | | 以下に当てはまらない人 | | | | 33万円 |
| | 特定扶養親族 | 合計所得金額58万円以下の扶養親族にかかる控除 | 平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ | | | | 45万円 |
| | 老人扶養親族 | | 昭和31年1月1日以前生まれ | | | | 38万円 |
| | 同居老親等扶養親族 | | 同居直系尊属の老人扶養親族 | | | | 45万円 |
| | 年少扶養親族 | | 平成22年1月2日～令和7年12月31日生まれ | | | | 0円 |
| 基礎控除 | 納税義務者本人にかかる控除 | 納税義務者の合計所得金額 | 2,400万円以下 | | | | 43万円 |
| | | | 2,400万円超 2,450万円以下 | | | | 29万円 |
| | | | 2,450万円超 2,500万円以下 | | | | 15万円 |
| | | | 2,500万円超 | | | | 0円 |

（※特定親族特別控除については8ページ「7. 特定親族特別控除について」をご覧ください。）

4 所得割税率

- (1) 課税総所得、課税山林所得及び課税退職所得に対する税率表

| 区分 | 特別区民税 | 都民税 | 合計 |
|------|-------|-----|-----|
| 所得割額 | 6% | 4% | 10% |

- (2) 分離課税の税率表

| 所得の種類 | 税率区分 | 課税対象金額 | 特別区民税 | 都民税 |
|---------------|-------------------------------|---------------|---------|--------|
| 分離の土地等の短期譲渡所得 | 一般 | 金額による区分なし | 5.4% | 3.6% |
| | 国や地方公共団体等に対する土地等の譲渡（軽減） | | 3% | 2% |
| 分離の土地等の長期譲渡所得 | 一般 | | 3% | 2% |
| | 優良住宅地等の譲渡（特定） | 2,000万円以下の場合 | 2.4% | 1.6% |
| | | 2,000万円を超える場合 | 3%-12万円 | 2%-8万円 |
| | 所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡（軽減） | 6,000万円以下の場合 | 2.4% | 1.6% |
| 6,000万円を超える場合 | | 3%-36万円 | 2%-24万円 | |
| 上場株式等に係る譲渡所得等 | 金額による区分なし | | 3% | 2% |
| 一般株式等に係る譲渡所得等 | | | 3% | 2% |
| 上場株式等の配当所得等 | | | 3% | 2% |
| 先物取引に係る雑所得等 | | | 3% | 2% |

5 税額控除等

※以下(1)～(6)の順で控除します。

- (1) 調整控除

個人の住民税と所得税の税率変更（平成19年）による負担増を調整するため、前年中の合計所得金額が2,500万円以下である人に限り、次の金額を所得割額から控除します。

| 合計課税所得金額 | 控除額 |
|----------|--|
| 200万円以下 | 次のイとロのいずれか小さい方の額の5%（区3%、都2%） イ 所得税と住民税の人的控除額の差額合計額 ロ 合計課税所得金額 |
| 200万円超 | 次のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（その金額が5万円を下回る場合は5万円）の5%（区3%、都2%） イ 所得税と住民税の人的控除額の差額合計額 ロ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額 |

合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額をいいます。

※所得税と住民税の人的控除額の差額については、詳しくは港区ホームページをご覧ください。

- (2) 配当控除 ※分離課税として申告した配当については適用がありません。

国内株式等の配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた金額を所得割額から控除します。

| 種類 | 課税総所得金額等 | 1,000万円以下の部分 | | 1,000万円超の部分 | |
|---------|--------------------|--------------|------|-------------|-------|
| | | 特別区民税 | 都民税 | 特別区民税 | 都民税 |
| 利益の配当等 | | 1.6% | 1.2% | 0.8% | 0.6% |
| 証券投資信託等 | 証券投資信託の収益の分配 | 0.8% | 0.6% | 0.4% | 0.3% |
| | 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配 | 0.4% | 0.3% | 0.2% | 0.15% |

- (3) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税の確定申告や給与の年末調整において所得税から控除しきれなかった場合に、次のイ、ロ、ハのいずれかをもって小さい金額を住民税の所得割額から控除します（居住年月日が平成19、20年の場合や特定増改築等の場合は適用がありません。）。

イ 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額

ロ 上限額97,500円（※）

ハ 所得税の課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額に、所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた金額を加えた金額の5%（※）

※住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の合計額が8%又は10%相当額の場合で、特定の条件に該当する場合、ロの上限額は136,500円、ハの乗率は7%となります。

- (4) 寄附金税額控除

一定の寄附をした場合、基本控除額を住民税の所得割額から控除します。イ（ふるさと納税等）の場合、特例控除額も住民税の所得割額から控除します。

◇対象となる寄附金

イ 都道府県、区市町村に対する寄附金（ふるさと納税）・災害義援金で一定のもの

ロ 総務大臣の承認を受けた東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部に対する寄附金（前記以外は、二に該当）

ハ 港区条例指定団体（次の二のうち、港区内に主たる事務所又は事業所を有するもの）

ニ 東京都内に住所のある公益法人等（都条例で定めるもの）に対する寄附金

◇住民税寄附金税額控除額の計算（基本控除額＋特例控除額）

・基本控除額

特別区民税分 {(イロハの寄附金合計額と総所得金額等の30%の小さい方の額) - 2,000円} × 6%

都民税分 {(イロニの寄附金合計額と総所得金額等の30%の小さい方の額) - 2,000円} × 4%

・特例控除額

イ（ふるさと納税等）のみ適用。ただし、イのうち総務大臣の指定がない地方公共団体への寄附は除く。

特別区民税分、都民税分それぞれ（a）（b）の小さい方の金額

(a) 調整控除後の所得割額 × 20%

(b) (イの寄附金額 - 2,000円) × (下表の区分に対応する割合) × (按分：区3/5 都2/5)

| 【表】 | 課税総所得金額から所得税との人的控除差調整額を控除した金額 | 割合 |
|-----|-------------------------------|---------|
| | 0円以上 195万円以下 | 84.895% |
| | 195万円超 330万円以下 | 79.79% |
| | 330万円超 695万円以下 | 69.58% |
| | 695万円超 900万円以下 | 66.517% |
| | 900万円超 1,800万円以下 | 56.307% |
| | 1,800万円超 4,000万円以下 | 49.16% |
| | 4,000万円超 | 44.055% |

- (5) 外国税額控除

所得税の外国税額控除を受けて算出されます。

- (6) 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

既に前年中に住民税として特別徴収されている配当割額・株式等譲渡所得割額のある配当所得や株式等の譲渡等により生じた所得を住民税で申告した場合（確定申告書の提出により住民税の申告はあったとみなされる場合も含む）、所得割額から当該配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。所得割額より控除しきれなかった金額は、均等割額へ充当又は還付します。

6 森林環境税

令和6年度から、均等割額と併せて森林環境税額が年1,000円徴収されます。森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国の税金で、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。

7 特定親族特別控除について

年齢19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）である大学生年代の子等と生計を一にする人は、一定の要件を満たすと「特定親族特別控除」を受けることができます。

(1) 対象者

令和7年12月31日時点で次のすべてに当てはまる親族と生計を一にしている人が対象となります。

- ・ 年齢19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）
- ・ 合計所得金額が58万超、123万円以下
- ・ 配偶者や青色・白色専従者ではない

※合計所得金額が58万円以下である大学生年代の子等と生計を一にする人は、今までどおり特定扶養控除を受けることができます。

(2) 特定親族特別控除の控除額

親族の合計所得金額に応じて次のとおり控除されます。

| 親族の合計所得金額 | | 控除額 |
|-----------|---------|------|
| 58万円超 | 85万円以下 | 45万円 |
| 85万円超 | 90万円以下 | |
| 90万円超 | 95万円以下 | |
| 95万円超 | 100万円以下 | 41万円 |
| 100万円超 | 105万円以下 | 31万円 |
| 105万円超 | 110万円以下 | 21万円 |
| 110万円超 | 115万円以下 | 11万円 |
| 115万円超 | 120万円以下 | 6万円 |
| 120万円超 | 123万円以下 | 3万円 |

◇普通徴収の納税は、口座振替が便利です！

手続き方法

(1) 依頼書で申し込む場合

- ・ 複写式の依頼書が、税務課・各地区総合支所区民課にあります（郵送をご希望の方は、税務係からお送りしますのでご連絡ください）。ご記入・押印後、指定口座のある金融機関へ直接提出してください。
- ・ 港区ホームページから、ダウンロード専用の依頼書を印刷できます。ご記入・押印後、税務係へ提出してください。

(2) キャッシュカードで申し込む場合

- ・ 口座名義人本人が、各地区総合支所の窓口で、専用端末にキャッシュカードを通し暗証番号を入力することで、申し込むことができます（登録できるカード、持ち物の詳細については港区ホームページをご確認ください）。

(3) Web口座振替受付サービスで申し込む場合

- ・ パソコン、スマートフォンからインターネットを利用したWeb口座振替受付サービスで申し込むことができます。詳しくは港区ホームページをご覧ください。

手続き期限

| | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 |
|---------------------------------------|-------|-------|--------|--------|
| 1 口座振替依頼書による申込期限※ | 5月10日 | 7月10日 | 9月10日 | 12月10日 |
| 2 キャッシュカード 3 Web口座振替受付サービスによる申込期限※ | 6月10日 | 8月10日 | 10月10日 | 1月10日 |

※土日祝日にあたる場合は前営業日になります。

◇出国・海外転勤等になる人は、納税管理人の届け出をお忘れなく！
口座振替、納税管理人に関することは税務係まで連絡してください。

☎03-3578-2111（代表） 内線 2586～2591

個人の住民税の計算に関することは、課税係までお問い合わせください。

☎03-3578-2111（代表） 内線2593～2598、2600～2608